

令和2年4月8日

## 新型コロナウイルス感染症にかかる市主催行事の中止又は延期及び市施設の休止の延長等について

### ■概要

新型コロナウイルス感染症については、全国的な急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況などから、国において、令和2年4月7日から同年5月6日までの間、埼玉県を含む7都府県を区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された。

これを受け、埼玉県では、同年4月7日に「埼玉県における緊急事態措置」を発表し、対策に取り組むこととしている。

そこで、市では、こうした国や県と連携しながら、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を進めることとし、その取組の一つとして、感染リスクが高い市主催行事の中止又は延期及び一部の市施設の休止について、緊急事態宣言の期間である同年5月6日まで延長することとした。

また、市施設の休止等については、現在の感染の拡がりを考慮し、新たに本市の公園内スポーツ施設（野球場、テニスコート等）につきましても休止することとした。

なお、状況が日々変化しているので、市主催行事の中止又は延期及び市施設の休止への対応は、今後の感染の拡がり等を勘案しながら適宜見直す。